

目次

凡例

資料解説

二 証拠書類

九(A) 米国側戦争計画および作戦計画	一							
一 米英参謀会議報告主文 (A B C—一七)	三							
付属書 I 軍事使節団の組織 (一八)	付属書 II 軍隊の戦略指揮の責任 (二〇)	付属書 III 米英連合基本戦争計画 (二二)	付録 A 豪州およびニュージールランド根拠地の境界 (二七)	付録 B 英国海軍部隊の配備に関する一般「覚書」 (二八)	付属書 IV 通信 (二九)	付属書 V 船舶の統制および保護 (三一)		
二 米英参謀航空協定 (A B C—一七)	三							
三 米統合陸海軍基本戦争計画 (レインボー第五)	三							
第 I 節 指令 (三六)	第 II 節 定義 (三六)	第 III 節 一般仮定 (三六)	第 IV 節 戦争理念 (三七)	第 V 節 戦争作戦に関する連合王国との協定条項 (三九)	第 VI 節 一般任務 (四三)	第 VII 節 任務 (四三)	第 VIII 節 海外行動 (四七)	第 x 節 外交措置 (五一)

四 米海軍基本戦争計画——「レインボー第五」(WPL—46)……………三

第三部 各部隊の任務 第一章西部大西洋方面部隊(五二) 第二章太平洋方面部隊(五四) 第三章極東方面における諸部隊(五九)

五 太平洋艦隊作戦計画——「レインボー第五」(wppac—46)……………三

第一部 第一章任務編制(六二) 第二章想定(六四) 第三章一般情報資料(六四) 第二部 任務の概要 第一章海軍基本計画によって与えられた任務(六六) 第二章与えられた使命達成のための任務(六七) 第三部 各部隊の任務 第一章第一局面(六八) 第二章第一A局面(七一) 第三章第一A局面以降の期間(七五) 第四章作戦計画の実施(七五) 第五章兵力の第一次の移動(七六)

六 米蘭英シンガポール軍事会議報告(「ADB報告」)……………六

I 目的(八八) II 情勢の要約(八八) III 共同行動の必要性(九二) IV 連合国のとるべき行動(九二) V 指揮(九三) VI 海軍部隊の使用計画(九四) VII 地上部隊および航空部隊の使用計画(九八) 七 米國總合生産必要量に関する陸海軍統合會議算定書(「勝利の計画」)……………一〇一

大統領の「勝利の計画」に対する第一次指令(一〇二) 大統領の「勝利の計画」に対する第二次指令(一〇三) 仮定国家政策(一〇三) 行動に対する勧告(一〇四) 地上部隊の戦略的用法(一〇四) 陸軍航空部隊の意見(一〇五) 陸海軍統合會議の戦略判断第一部算定書作成の理由(一〇五) 第二部主要軍事政策(一〇六) 第三部敵国の重要戦略の性格予想——(A)「ドイツ戦略」(一〇八)——(B)「日本の戦略」(一〇九) 第四部米國ならびにその連合諸国の重要戦略(一一〇) 陸軍兵力および海軍兵力に対する最終要求算定書(一一三)

九 (B) 日本側戦争計画および作戦計画……………二九

一 御前會議決定……………三

一 情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策要綱(昭和十六年七月二日)(一一二) 二 帝國國策遂行要領(昭和十六年九月六日)(一二三) 三 帝國國策遂行要領(昭和十六年十一月五日)(一三三) 四 対米英蘭開戦ノ

件(昭和十六年十二月一日)(一二四)

二 山本司令長官より海軍大臣宛の書簡

一戦備ニ関スル意見申(一二六) 二聯合艦隊の用法その他に関する意見具申(一二八)

三 大本営海軍部命令

一大海令第一号(一三二) 二大海令第五号(一三一) 三大海令第九号(一二二) 四大海令第十二号(一三二)

四 大本営陸軍部命令

一大陸命第五百五十六号(一三三) 二大陸命第五百六十四号(一三三) 三大陸命第五百六十九号(一三四)

五 大本営海軍部指示

一大海指第一号(一三五) 二大海指第一号別冊第一(対米英蘭戦争帝国海軍作戦方針)(一三五)
三大海指第一号別冊第二(南方作戦陸海軍中央協定)(一三八) 四大海指第七号(一四六) 五大海指第十六号(一四六)

六 聯合艦隊命令および電令

一機密聯合艦隊命令作第一号(一四八) 二機密聯合艦隊命令作第一号別冊(対米英蘭戦争ニ於ケル聯合艦隊ノ作戦)(一四八)

七 機動部隊命令

一機密機動部隊命令作第一号(一八七) 二機密機動部隊命令作第三号要旨(一八九)

八 先遣部隊命令

一機密先遣部隊命令作第一号要旨(一九五)

一〇 統合會議見積り

三〇一

一	米国はA D B報告を承認できない旨の対英「覚書」	二〇三
二	極東情勢に関する陸海軍統合会議の討議	二〇八
三	極東情勢に関する國務省の討議	二二三
四	極東情勢判断に関する大統領への統合覚書	二二六
五	統合会議記録「太平洋情勢」	二二九
六	極東情勢に関する大統領への統合覚書	二三三
十一 敵情判断		
一	米海軍情報部の現下の国際情勢要約	二三三
	1 一九四一年一月一日(二三五)	2 一九四一年一月十五日(三三一)
	3 一九四一年二月一日(三三五)	
二	米海軍情報部の情勢見積りと「覚書」	二四二
	一九四一年七月二日(二四二)	二一九四一年九月二五日(二四二)
	三一九四一年十月二二日(二四四)	五一九四一年二月一日(二四六)
三	ハワイ方面陸軍部隊情報部の国際情勢(日本)見積り	二四九
	一九四一年一月一七日(二四九)	二一九四一年一月二五日(二五一)
四	米海軍情報部の日本艦隊の所在報告覚え	二五五
	一九四一年一月四日(二五五)	二一九四一年一月二五日(二五八)
	三一九四一年一月二七日(二六二)	四一九四一年二月一日(二六三)
五	日本艦隊の動静に関する情報資料	二六七
	一 第一四海軍区(ハワイ)の通信情報要約(二六七)	二太平洋艦隊情報参謀の情報報告(二七四)
六	仏印および付近の日本軍推定報告	二八五

一	ノックス海軍長官よりハル國務長官宛(一九四一年二月五日) (二八五)	二	ニストムソン陸軍長官よりハル國務長官宛(一九四一年二月六日) (二八六)	三	三大統領に対する國務長官の「覚書」(一九四一年二月六日) (二八六)
七	仏印に対する日本船団の行動に関する大統領宛陸軍長官の「覚書」	六			
八	日本船団をシャム湾に発見した報告	六			
九	「真珠湾に関するノート、書簡および報告」と題した米海軍大佐E・M・ザカライアスのファイル	六〇			
十二	真珠湾防衛	六三			
一	ハワイ防衛に関する海軍長官より陸軍長官への書簡と返書	六五			
	一 ノックス海軍長官よりニストムソン陸軍長官への書簡(一九四一年一月二四日) (二九五)				
	ニストムソン陸軍長官よりノックス海軍長官への返書(一九四一年二月七日) (二九七)				
	三 海軍作戦部長より太平洋艦隊司令長官、第一四海軍区司令官宛(一九四一年二月一日) (二九八)				
	四 陸軍省高級副官よりハワイ方面陸軍部隊司令官宛(一九四一年二月七日) (二九八)				
二	ハワイの防空に関する陸海軍の文書の抜萃	六九			
	一 第二哨戒機部隊指揮官より海軍作戦部長宛(第二哨戒機部隊の準備について、一九四一年一月一日) (二九九)				
	二 太平洋艦隊索敵部隊指揮官より海軍作戦部長宛(第二哨戒機部隊の準備について、一九四一年一月二日) (三〇一)				
	三 太平洋艦隊司令長官より海軍作戦部長宛(第二哨戒機部隊の準備について、一九四一年一月三日) (三〇二)				
	四 海軍作戦部長より海軍省航空、兵器、施設、補給經理の各局長宛(第二哨戒機部隊の準備について、一九四一年二月七日) (三〇二)				
	五 ハワイ防空に関する現地陸海軍間の協定(一九四一年二月一日) (三〇三)				
三	ハワイ地区における航空機の最大の準備について(三〇五)	三五			
四	ハワイにおける飛行機の分散と防護	三七			

陸軍參謀本部戦争計画部の參謀長宛「覚書」(一九四一年三月一日)(三〇七頁)

五 真珠湾防衛計画

三〇六

- 一 統合沿岸海域防衛計画(一九四一年四月一日)(三〇九)
- 二 艦隊の真珠湾根拠地の保護に関する統合協定(一九四一年三月二八日)(三二五)
- 三 オアフ島またはハワイ方面の艦隊に対する敵の奇襲行動の場合における陸海軍の統合行動に関する統合見積り(一九四一年三月三一日)(三一六)
- 四 太平洋艦隊機密文書第二C L 四一号(根拠地および行動海域における艦隊の安全、一九四一年一月四日平)(三二二)
- 五 「海軍根拠地防衛部隊」機密作戦計画第一号の四一(艦隊の安全のため真珠湾の統合保護、一九四一年二月二七日)(三二七)
- 六 「ハワイ方面陸軍部隊」野戦命令(オアマ島の防衛)(三三三)
- 一) 七 「ハワイ方面陸軍部隊」次席副官より陸軍省高級副官への書簡(真珠湾の防空について、一九四一年四月一日)(三三四)

六 飛行機警報施設に関する現地指揮官間の文書

三三五

- 一 第一四海軍区司令官より太平洋艦隊司令長官へ(一九四一年六月一九日)(三三五)
- 二 ハワイ方面陸軍部隊司令官より太平洋艦隊司令長官へ(一九四一年八月五日)(三三五)
- 三 太平洋艦隊司令長官よりハワイ方面陸軍部隊司令官へ(一九四一年八月一六日)(三三六)

七 ハワイ陸軍作戦要務草案(一九四一年七月一日)

三三六

八 「二四時間以内に日米戦が起こった場合の処理」についての太平洋艦隊司令長官の「覚書」

三三六

- 一 一九四一年一月三〇日の「覚書」(三四八)
- 二 一九四一年二月五日の「覚書」(三四九)

九 第二哨戒機部隊指揮官ベリンジャー提督の「覚書」

三三〇

- 一 キメル提督あて(一九四一年二月一九日)(三五〇)
- 二 真珠湾攻撃調査委員会首席委員あて(一九四二年一月一日)(三五二)

一〇 ハワイ空襲防衛に関する陸軍と海軍の責任

三六〇

三 査問委員會議事録

一 ロバーツ委員会

一 キメル提督の証言（一九四二年二月七日、太平洋艦隊司令長官が発出した諸命令について、一九四二年一月七日）（三六七）
二 カミンズスキー海軍予備少佐の証言（真珠湾攻撃時、第一四海軍区当直將校として実施した措置について、一九四二年一月八日）（三六九）

二 ハート査問会議

一 ベリンジャー提督（開戦時、第二哨戒機部隊指揮官の証言、真珠湾に対する航空攻撃前に日本潜水艦の発見について、一九四四年三月十五日）（三七六）
二 マーフィ海軍大佐（開戦時、太平洋艦隊次席作戦参謀の証言、日本軍の企図判断と、真珠湾攻撃時、当直参謀としての措置について、一九四四年三月二三日）（三七七）
三 レイトン海軍大佐（開戦時、太平洋艦隊情報参謀の証言、日本海軍の情勢見積りについて、一九四四年三月三十一日）（三八〇）
四 ターナー提督（開戦時、海軍作戦部戦争計画部長の証言、米海軍の戦争計画などについて、一九四四年四月三日）（三八三）
五 ニュートン提督（開戦時、太平洋艦隊索敵部隊巡洋艦群指揮官の証言、一九四一年三月、米海軍部隊の豪州方面行動について、一九四四年四月二三日）（三八五）

三 陸軍査問委員会

一 一九四一年二月一日、東郷外相より野村大使宛電報第八六五号（米大統領の急遽ワシントン帰還理由の調査などについて）（三八七）
二 一九四一年二月二日、野村大使より東郷外相宛電報第一二二三号（ウェルズ國務次官と会談について）（三八七）
三 一九四一年二月二日、東郷外相より野村大使宛電報第八六七号（暗号機械などの処分について）（三八八）
四 一九四一年二月二日、東郷外相より喜多〔ホノルル〕総領事宛電報第一二三号（真珠湾在泊艦船と防備状況の毎日報告について）

(三八九)

四 海軍査問委員会

- 一 マーシャル將軍(開戦時、陸軍參謀總長の証言、対日情勢判断などについて、一九四四年九月二日)(三九〇)
- 二 キメル提督の証言(真珠湾における航空魚雷の防禦について、一九四四年八月一五日)(三九三)
- 三 マックモリス提督(開戦時、太平洋艦隊戦争計画部參謀の証言、対日情勢判断などについて、一九四四年九月九日)(三九五)
- 四 カルホーン提督(開戦時、太平洋艦隊根拠地部隊指揮官の証言、艦隊の戦時編成と戦争準備について、一九四四年九月一日)(三九六)

五 クランゼン調査機関

- 一 マッカーサー陸軍元帥(開戦時、米陸軍極東部隊司令官の口供書、日本外交電報の解説について、一九四五年五月七日)(三九八)
- 二 ウィロビー陸軍少将(開戦時、米陸軍極東部隊參謀副長の口供書、日本外交電報の解説について、一九四五年五月八日)(三九八)
- 三 一九四一年二月五日、駐独日本大使より東郷外相宛電報第一四一六号(日独伊共同行動協定(案)について)(三九九)

六 ヒューウィット調査機関

- 一 レイトン海軍大佐(開戦時、太平洋艦隊情報參謀の証言、日本艦隊の所在について、一九四五年五月二九日)(四〇一)
- 二 ウィルキンソン提督(開戦時、米海軍情報部長の証言、米海軍情報部の作業要領について、一九四五年六月五日)(四〇二)
- 三 アンダーコフラー海軍予備大尉(開戦時、第一四海軍区通信部当直士官の証言、日本軍の航空攻撃前、真珠湾口沖の潜水艦発見報告について、一九四五年六月二〇日)(四〇四)
- 四 キメル提督より海軍長官宛、一九四一年二月二日付け(一九四一年二月七日の行動報告)(日本軍の空襲中の出来ごとについて)(四〇六)
- 五 ヒューウィット調査機関提出書類第七五(一九四一年二月七日の第一四海軍区海軍根拠地防衛部隊、第一四海軍区防禦網水道防衛隊、「コンドル」および「ワード」の戦時日誌摘要)(四〇七)
- 六 第一四海軍区防禦網水道防衛隊指揮官より第一四海軍区司令官宛一九四二年二月一日付け文書(防禦網水道防衛指揮官の戦時日誌について)(四〇九)
- 七 第八〇駆逐隊司令より近海哨戒指揮官宛一九四一年二月一三日付け文書(「ワー

ド」の日本潜水艦撃沈について(四一五) 八ヒューウィット調査機関提出書類第七六(一九四一年一月七日の真珠湾戦闘報告について)(四一六)

七 結 論

四六

一 陸軍査問委員会の報告 第二章背景(四一八) 第三章真珠湾の状況(一九四一年一月一日から一月七日までの危機のA、「重要な諸メッセージ」(四二〇)C、「一月二十七日付け通達第四七二号」の起案(四二二)F、一九四一年一月七日の通達(四二三) 第四章ワシントンの責任(一、全般、二、戦争会議、三、国務長官、四、陸軍省、五、陸海軍の通達の不一致)(四二五) 二 陸軍査問委員会の極秘報告(三、"ウィンド・メッセージ" 五、要約)(四二九) 三 海軍査問委員会報告(一、事実の認定 二、委員会の事実認定の補遺三、海軍査問委員会報告の第二裏書き—一九四四年一月六日、米国艦隊司令長官兼海軍作戦部長より海軍長官宛文書10、海軍長官の一九四四年一月三日の訓令によって設けられた、一九四一年一月七日の日本軍の真珠湾攻撃調査する海軍査問委員会について)(四三二)